

生徒心得

飯南高等学校の生徒として、自覚を持ち、自律的で良識ある行動をとり、有意義な学校生活を過ごす。

1 礼儀

- (1) 登下校時ならびに校内では、挨拶・会釈を積極的に励行する。
- (2) 言葉遣いに留意し、友人との対話やSNS上のやりとりにおいて適切な言葉を遣うとともに、来客や目上の人に対しては丁寧ではきはきとした態度で接する。

2 学習上の心得

- (1) 目標を持ち、意欲的かつ真剣に学習活動に臨む。
- (2) 毎時の授業を大切にする。
- (3) クラスメイト全員が力を合わせ楽しいホームルームづくりをめざす。
- (4) 学校行事、生徒会活動等に積極的に参加する。
- (5) 定期考査の受験に際しては、日頃の学習成果を最大限発揮できるようにする。

3 登校・下校

- (1) 欠席や遅刻・早退が見込まれるときには、保護者等を通じて学校（担任）に連絡する。
- (2) 時間にゆとりを持って登校する。なお遅刻した時は「入室許可証」が必要である。
- (3) 登校後は外出しない。必要がある場合は担任に申し出て「外出許可証」を発行してもらう。また、早退する場合も担任に「早退許可証」を発行してもらう。
- (4) 登下校の際、公共の場所において他人に迷惑をかけないように交通規則やマナーを守る。
- (5) 自転車通学をするには「自転車通学届」を提出する。なお、自転車には校内外にかかわらず、施錠をする。
- (6) 交通事故にあった場合や交通事故を起こした場合は、直ちに学校、警察及び救急など必要なところに連絡する。

4 服装・頭髪

- (1) 本校指定の制服を着用する。着用には、常識を踏まえ、清潔を心がけて着こなす。
- (2) 正規の服装を着用できない場合は、「異装許可願」を提出する。
- (3) 上履きは所定のものを着く。

頭髪服装規定細則

① 服装について

本校指定の制服であるブレザー、スラックス、スカート、シャツ、セーターを着用する。

※式典時にはブレザーを着用する。

【制服の着こなし】

スラックス ・ ・ ・ 身体に合ったサイズの制服を着用する。

スカート ・ ・ ・ ・ 折り曲げ、加工をしない。

- ・制服の新規購入や体型が変わったことによるサイズ変更、直しについては生徒指導部に相談する。
- ・セーターは、学校指定のものを着用する。
- ・ベルト、靴、ソックス（無地の白、黒、紺、灰）、ストッキング、マフラーは華美でないものとする。
- ・ルーズソックス・レッグウォーマーを着用しない。
- ・スカートの下にジャージやスウェットを着用しない。
- ・防寒具については、部活動で使用するウインドブレーカーを除き、派手な色は避け華美・高価でないものを着用する。防寒具の着用は登下校時のみで、着用期間は原則として10月から3月とする。

②頭髪規定について

パーマ・染色・脱色・整髪料・編み込み・カール・エクステなどの頭髪加工をしない。ヘアピン・ゴムは黒色、紺色、茶色とする。奇異な髪型（剃りこみ、左右非対称なカットなど）をしない。
 ※特別な事情がある場合は相談する。
 化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品、カラーコンタクトの着用をしない。

5 校内生活

- (1) 貴重品の管理を徹底する。なお、学習に不必要なもの、学習の妨げになるものを持参しない。
- (2) 校舎・設備・備品等の公共物を大切にする。
- (3) 飲食のマナーを守る。
- (4) 校内の美化に努める。
- (5) 教室等では、扉や窓の開閉に留意する。
 他年次の教室・フロアにむやみに立ち入らない。
 部室の使用は朝と放課後のみとし、施錠をする。また、部員以外は立ち入らない。
- (6) 交友関係を節度あるものにする。
- (7) 届出・許可証・報告を徹底する。
 - ・所持品を紛失したり拾得したりした場合は速やかに生徒指導部まで届け出る。
 - ・校内の器物を破損した場合は速やかに担当教職員まで届け出る。
 - ・事故、事件などが発生した場合は速やかに担任に申し出る。
 - ・住居の変更、改姓等一身上に変化が起こった場合は、速やかに担任に申し出る。
- (8) その他学校生活について
 - ・スマートフォン、携帯電話の使用についてはルールやマナーを守り、特にSNSを利用する際には、誹謗中傷などによってトラブルにつながらないように、十分に注意する。また歩きながら使用しない。
 - ・暴力行為、またはそれに準じた行為をしない。

6 校外生活

- (1) 交通安全について
 - ・3年次生の自動車学校の入校（2学期中間考査以降）には許可証が必要である。生徒指導部で所定の手続きを済ませ、許可証の発行を受ける。

- ・在学中は、二輪車等の運転免許取得・同乗は原則としてできない。ただし、次の条件に該当する場合は、事情により免許取得を許可する。二輪（50cc以下）運転免許取得を希望する場合は、校長の同意書が必要である。

① 鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合。

② その他、校長が特に必要と認める場合。

- ・自転車の運転については、交通ルールを守り安全運転を心がける。特に、「ながら運転・二人乗り・傘さし運転」など危険な行為をしない。また、ヘルメットを着用して、運転することを推奨する。

(2) アルバイトについて

学校生活に支障のない範囲で行うことを前提として、アルバイトは保護者等の責任のもとで行う。ただし以下の期間を除く。

① 1年次生の1学期（高校生活に慣れることが目的）

② 考查期間中（考查発表から考查終了）

(3) 深夜徘徊について

夜間外出したり、遅く帰宅したりしない。午後10時から午前5時までの時間帯に出歩くと補導の対象となる場合がある。（保護者等同伴の場合を除く）

(4) 飲酒・喫煙について

法律で禁止されており、発育期の生徒にとって有害なものである。飲酒・喫煙行為に同席した場合、及び喫煙具・電子タバコを所持していた場合も指導対象である。

(5) 禁止場所への立ち入りについて

パチンコ店等、高校生が立ち入ってはならない区域には入場しない。

(6) バスの乗車について

バス停では順番を守り、割り込み乗車をしない。乗車中は、バスの運転手の指示に従い、乗車マナーを守る。

※この生徒心得は社会の変化や必要に応じて適宜見直しを行う。

※生徒心得の見直し検討は、年に一度開催する校則検討議会、PTA役員からの意見を集約し、協議を踏まえ、学校が変更を決定する。